

平成 29 年度第 1 回大阪市障がい者施策推進協議会

障がい者計画策定・推進部会 議事録

日 時 : 平成 29 年 9 月 25 日 (月) 14 時～16 時
会 場 : 大阪市役所本庁舎 屋上階共通会議室
出席委員 : 井上副部長、浅井委員、芦田委員、亀甲委員、木村委員、酒井委員、
三田 (さんだ) 委員、大東委員、田澤委員、廣田委員、福田委員、溝上委員、
宮川委員

司会 (障がい福祉課 森) <開会、資料確認>
内村障がい福祉課長 <あいさつ>
司会 <出席者紹介、資料確認等>

井上副部長

- 本来ならば三田 (みた) 部長に進行していただくのですが、所用によりどうしても今日のご出席できないということで副部長の私の方で進めさせていただきますのでよろしく願いいたします。
- 今日もたくさんの議題がありますが、4 時をめどに終了したいと思っておりますので、議事の円滑な進行に御協力をお願いしたいと思います。
- それでは早速ですが、議題 1 第 4 期障がい福祉計画の進捗状況について、事務局よりご説明をお願いします。

内村障がい福祉課長 <資料 1・2 について説明>

井上副部長

- ありがとうございます。事務局から説明していただいた進捗状況等について、ご意見ご質問等はございませんでしょうか。

三田 (さんだ) 委員

- すいません、毎回同じところの話ばかりで恐縮です。私どもの会からすると、これからの地域での暮らしを考えるにおいては、グループホームが今のところ一番有効な手段なのかなと思っています。
- 入所施設からの地域移行、あるいは地域の中で暮らし続けていくということを考えましても、この進捗状況の中で、グループホームの数値目標を立てて整備していますが、その評価として考えるのが、もちろん数値目標ですから数字が達成されれば、目標達成ということになるのかもしれませんが、実際にはご存じのように大阪市内の土地の高い地域の中で、重度の重症心身障がいと言われるような方々のグループホームというのが整備されている状況とは到底思えない。数字の中では目標達成していくということで、順調に進んでるというような表現を見ますと非常に、気になるということがありますので、それを一言申し上げてお

きたいなと思います。そこのところも含めて考えていただけるとありがたいなと思います。

木村委員

- 精神障がい者の地域生活への移行ということで、退院者の割合が書かれていますが、この数値目標ですからそうなるのかなと思いますけれども、ただ後の計画策定の中にも退院者の割合が何度か出てきますので、一度お尋ねします。
- 3ヶ月未満の退院者が非常に多いので、頭の整理がつかないところもあるのですが、医療全体の中で、割と早期に退院させているというところがあります。
- その意味で、精神障がい者も割と3ヶ月未満で退院させるということが非常に多い。そうしますと、再入院の問題がでてきます。退院した後、また入院ということで何回か入退院を繰り返した後、同一病院では受け入れられなくて、どこか別の病院へということが言われたりします。だからこういう数値が出てくるのかと思っています。
- 3ヶ月で退院したから、それで達成しましたではなくて、その後1ヶ月もたたないうちに再入院ということもありうる。そういう現状の指摘もあります。
- 長期に入院していた人の退院先がどこになったのかわかりませんが、受け入れ先はやっぱり家庭だったのか、それとも地域だったのか、グループホームとかそういうところの受け皿があって退院できたのかということが詳しく分からないと、この退院だけの数値目標だけでは評価できないなというふうに思います。
- 後の計画策定の中でもいろいろ関わってきますので、その辺をお尋ねしたいと思います。

井上副部長

- 他はありますか。

芦田委員

- 6ページの地域生活支援事業で、相談支援事業の上から3つ目の成年後見制度利用支援事業というのが、28年度で計画が58、実績が29ということですが、成年後見制度利用促進法ができて、もっと多くなっていかなければならない中で、目標数値にもいかないということがどうして起こるのかなというところですが、これは区の保健福祉センターの中で受け付けをして、市の方に回って、また家庭裁判所の方という一連の動きがあり、やはり各区の窓口のスキルが低くて、なかなか書類が作成できないとか、本来の市長申し立てということで会議を開いても、それは本人申し立てでいけるのではないかということで、入り口の部分でなかなかうまく進捗できないというのが現場での実感です。
- 29年度は、利用促進法ができた中でどんどん利用実績が増えていけばいいなと思いますし、国としても増やしていくという方向かなというふうに思っています。

井上副部長

- 今の3つについて事務局お願いいたします。

内村課長

- 三田委員からいただきましたグループホームの評価については、ご意見として受けとめさせ

ていただきたいと思います。

内田こころの健康センター精神保健医療担当課長

- 先ほど木村委員から質問がございました3ヶ月時点での退院者について再入院であるかどうかという点と長期入院者の帰る先につきまして、現状では再入院につきまして帰る先につきまして統計情報として把握ができておりません。
- 先ほどいただきましたご指摘を踏まえて、今後の課題として検討させていただきたいというふうに考えております。

向井相談支援担当課長

- 成年後見制度利用支援事業につきまして、29年度については計画数値を載せているものでして、ご指摘のとおり、利用促進法が施行されましたので、今計画をきちっと立てているところでして、市長申し立ての受け入れがなかなか進まない、スキルが低いというご指摘をいただきましたが、それにつきましては相談部会の方で、マニュアルを作ったり、受け入れができるように研修していこうということで、現在、家庭裁判所や弁護士会等と連携して進めているところです。
- 判断能力が低下して申し立てをする親族がいない方について、必要な方は速やかに対応できるように現在取り組んでいるところで、また協議会とか地域連携ネットワークについては30年度からということになりますので、様子を見ていただければと思います。

井上副部長

- 地域移行の関係について、質の問題があるのではないかというご指摘だったと思うんですけども、その辺を少し工夫をした表現をするということはないのですか。
- グループホームも一定増えて、これはずっとご意見ありましたが、今後もこのような形で増えるのかと。かなり制限がきつくなってきているということとあわせて質的に、例えば重心の方たちの地域移行のグループホームが本当に増えているのかというと、実際はそんなことではないので、数値だけでそれを評価するというふうなことではなくて、質的問題をもうちょっと明らかにしていかなければいけない。表現は評価の中に入れるということは難しいですか。

内村課長

- 今いただきましたご意見を踏まえて、検討したいと思います。

井上副部長

- 他はございませんか。
- 進捗状況については以上ということで、続いて議題2「次期障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」にいきたいと思います。
- 障がい児福祉計画というのが今回から新たに加えるということで、ワーキングの方でも議論してまいりましたので、ご説明をいただきたいと思いますが、ワーキングでの議論の内容について、少し私の方からご報告をさせていただきたいというふうに思います。
- ワーキングについては、この間6回ということで、かなりハードなスケジュールの中でワー

キング委員の皆さんには本当にご苦勞をいただきました。

- 今回の本部会の方では、これらの議論を踏まえて、全体の素案を事務局の方から報告していただきますけれども、今回は、計画策定にあたってワーキングの中でも、国の指針等の変更があったり、新たな制度変更等があり、事務局でもまだちょっとよく分からないというふうなことも含めて、いろいろ混乱があったことも事実ですが、基本的に障害者権利条約の批准や障がい関係法制の整備が虐待防止法や差別解消法の施行等を受けて、これまでの計画を新たな視点から総合的に議論するというを前提にして議論をしていただきました。
- 各委員からは、現実的な課題、先ほど芦田委員からもありましたが実際どうなんだ、ということも含めて、様々な要望や施策反映の視点から積極的に提案がされました。
- 議論では、啓発のあり方とともに、主として地域での暮らしを支えるための支援においては、福祉計画とあわせてグループホームの現状と暮らしの場のあり方の整備をどう進めるか。加えて現行の事業、例えばA型事業所や放課後等デイサービスなどの質の問題等、また、医療的ケア児への対応や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム、これが一応表現上は入ってるんですが、具体的にどうするのかというふうなこと、先ほどもありました地域生活支援拠点等のあり方、これも前回の第4期計画の中で位置づけられていたわけですが、なかなか進んでこなかったというふうなことも含めて、今後、整備を進めていかなければならない。課題というのも多くて、必ずしも全てここで方針を出したわけではなくて、こういう課題を明確にしながら、今後の方向性を明らかにするというふうなことにしています。
- それから、同時にこうした計画を実現していくために必要な財政的負担のあり方等を含め、やっぱり国にも要望していかないと、市だけが単独で何とかやれるものではない、ということで、国に対して要望していきますというふうなこともご議論いただいたところでもあります。
- また、就労支援や地域移行等についての現状の進捗と合わせて、今後の進め方でこれまでの成果を生かしながら、さらにどのように整備していくかということ。これはPDCAサイクルをちゃんと点検しながら、何が問題で、どこに課題があるんだということを明らかにして次の計画の議論をなささいということでしたので、そういったところの評価も含めて、いかに実効性を高めるかという観点で整理をしていたところです。
- それから交通バリアフリーの関係については、市営地下鉄・バスの民営化等に伴って、市が積極的にその促進のための視点をもって円滑な移行への対応ができるために、課題整理も行ってきたところでありまして、民営化されたら市は知らないという立場ではないということも、明らかにしながら進めてきたところです。
- それからもう一点、これは誰のための計画なのかということで、もちろん当事者や家族向けもそうですが、市民の方たちもご理解いただけるように、できるだけわかりやすく表現をしていこう、できるだけ解説も入れてわかりやすくしていこうというふうなことに視点を置いて整理をしてもらいました。
- 今回の計画では、まだ具体化が鮮明にできない部分も、今後どのような協議をおこなっていくかという持ち越しの課題も多く提示されています。
- 実態調査などを踏まえ、障がい者の生活にどのような対応を市として決めるべきかの基本方向を確認するものでありますので、ぜひ今日は、こういったワーキングを踏まえた素案について、他の委員の方々からも積極的にそういう立場でのご議論もお願いしたいというふうに思うところでもあります。

- では事務局の方からご提案をお願いしたいと思います。

内村障がい福祉課長

<資料3について説明>

井上副部長

- それでは結構たくさんのボリュームがあって、ワーキング参加の方々には、ワーキングの際に出していただいた意見などを踏まえて、事務局の方で整備した文章も事前にお送りしていただいているかと思っておりますので、その点も含めてワーキングの方もそうですが、それ以外の方も事前資料は、お送りしていただいていると思っておりますので、概略をご報告いただきましたが、何かこのご提案に対してのご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

三田委員

- 支援計画の中で一番要になるのが、いわゆる相談支援というところで、またもう一つ地域生活支援拠点の事業につきましても、やはり相談支援が、かなり大きなところを占めると思いますが、例えばその中で、サービスを提供する事業者の情報といいますか、例えば内容であったり特性であったり、そうしたもののデータベース化を図るとか、そういうようなことを大阪府の方でもある程度取り組んでいるかと思っておりますが、大阪市においても、もう少し詳しくデータベース化するために、そういったサービス事業所のデータ調査っていうのを、相談支援の取り組みの中に入れるとか、あるいはそれを進めるための前段としても、そういったものを行っていくようなことを考えてはどうか、というふうに思います。

内村課長

- 今回、国の方でも情報公開ということで、都道府県単位で行うかと思っておりますが、大阪府とも連携しながら、そのサービス事業者の情報の中身を公開されていくことになっているかと思っております。さらに、その中の細かい部分まで、ここはこういう事業所で、こういった内容ということでは、今すぐにそれをしていきますというのはちょっとまだ難しいと思っています。
- 相談支援センターでそれを把握して、作っていけばどうかという話もあったかと思っておりますが、今後、区の相談支援センターとの相談になっていくのかと思っております。

三田委員

- すいません。そんな意味ではなく、要はどこが調査するというか、市とか、あるいは府なのかもしれませんが大きな権限を持って調査しないと、なかなかできないというふうに思います。ただ、その情報をどう活用するかというところで、おっしゃるように各区の相談支援センターで、そこに関わる方がその情報を持って、その利用者なりをコーディネートするということはあると思います。
- 調査してデータベース化するというのは、やっぱり行政がやらなければなかなか出てこないでしょうし、実際、現場で相談に応じているところでは、施設あるいはサービス事業所があることは分かっていますが、現実にはその事業所がどのような中身なのかが分からないと思います。
- 例えば、先ほど少しグループホームのことを申し上げましたけれども、そのグループホーム

は何箇所ありますかというのは、ひょっとしたら一覧を見ればわかるかもしれませんがけれども、そこがどういったタイプのグループホームなのか、例えば重心に対応できるのかなどは、データがあって初めて示せると思いますし、コーディネートもできるのではないかなというふうに思います。

内村課長

- 具体的に細かくは書いていないのですが、地域生活支援拠点等を大阪市が面的整備を進めていくことについて、区単位で進めていきたいと思っております。
- 面的整備ですので、すでに社会資源は区内でもかなりの事業所がございます。今後、各区障がい者相談支援センターには中核になっていただくので、まず区内での情報は把握していただきたいと思います。また、区だけではどうしてもコーディネートが難しい場合がでてきますので、複数の区でのコーディネートができるような形を作っていきたいと思っております。
- いずれにしても、各区障がい者相談支援センターがそういった情報を把握した上でコーディネートしやすいような形として進めていきたいと考えております。

井上副部長

- これはどこに反映をしてほしいということでしょうか。

三田委員

- 私は相談支援を行うところで、サービス事業であったりサービス内容などの調査を取り組んではどうかなという意見を申し上げているのですが、今おっしゃる言い方でいくと、地域生活支援拠点等の整備で計画的に進めていくという意味で計画載せてやればよいと思いますし、もし今の話、地域生活支援拠点等で調査を行うというのであれば、それも明確にされたらどうでしょうか。役割として、計画上で明確に誰が見てもわかるように記載していただければと思います。

井上副部長

- 事務局どうでしょう。福祉計画の方にそういった内容を補足するということですか。

内村課長

- 少し検討させていただけたらと思います。

福田委員

- 2点お聞きしたいと思います。
- 1つは、生涯学習ですが、第4章「地域で学び・働くために」ということで、生涯学習が出てきます。
- 私は大阪市の生涯学習推進委員ですが、大阪市の生涯学習の大阪計画というのがありまして、地域での暮らしを支えるために、例えばスポーツ文化活動の中に生涯学習というのを書いていただくと、ライフステージの中で何か好きなことを学べるのではないかと思います。市内の小学校の中で生涯学習ルームがありますので、そこで何か学べていければありがたいなど

思います。

- それともう1つは、第5章ですが、防災と防犯の対策の充実でというところで、社会福祉協議会が見守り隊を充実されてますので、そこはやっぱり書いていただきたいなと思います。

井上副部長

- 今の1つ目は、資料 3-5 第4章「地域で学び・働くために」のところの本文の8ページのイのところに入れていただいたかと思うのですが。

福田委員

- 第4章に入っているということは、保育と教育で(4)の生涯学習や相談・支援の充実ということに入れていただいています、こどもに対する生涯学習となっています。
- 大阪市の生涯学習推進というのは全国でもまれにない活動してるので、「地域で暮らしを支えるために」のスポーツ文化活動のところに、生涯学習を入れていただけたらありがたいなと思います。

井上副部長

- 事務局どうですか。

石井教育委員会事務局次席指導主事

- 先ほどの福田委員の生涯学習の件につきましては、生涯学習の担当者に話をしまして、どのように書けるのかということを検討してまいります。

井上副部長

- ここについては、文科省が言っていることも含めてワーキングでも言っていましたので、生涯学習の方でもうちょっと表現については工夫していただくということによろしいですか。

内村課長

- 先ほどの福田委員の2つ目の見守り隊の件ですが、例えば名簿の作成などのことでしょうか。
- 名簿から入って進めていると思うんですけど、そういったことではないのでしょうか。

福田委員

- 見守るということでは、防災もそうですけども、防犯の方でもいろんなところを、地域の方や民生委員の方もみんな見てもらえるのではないかと、これを少し述べさせていただきました。そうすると、例えばグループホームができるときに、反対もいろいろありますけども、そういったことも緩和されるのではないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

内村課長

- 資料3-3の第2章ですが、地域での暮らしを支えるためにということで、防災のところではないのですが、9ページの下から2つ目に、見守り相談室では、要援護者の名簿を整理し、

その情報を地域に提供して見守りに繋げるとともに、福祉専門職員が孤立する世帯等を積極的に訪問すると書いています。

福田委員

- 私もそう思ったのですが、この計画書をもし読まれた方が何かそこだけを読まれたら、無いなど思われないかとちょっと思ったので。

内村課長

- ご意見としていただきます。

井上副部長

- ほかどうでしょうか。

酒井委員

- 資料3の墨字版14ページの福祉施設から一般就労ということで4点を挙げていただいて、④の就労定着支援事業による職場定着率のところ、平成30年度から新たに就労定着支援事業が創設されますので、新規として挙げていただいて、国の基本指針に基づき目標数値を設定ということで計画数まであげていただいているんですが、ただこれ多分、厚労省の方でまだ対象者とか事業者の要件がおそらく決まるのが12月ぐらいだと思うのです。
- 今は現時点での基本指針に基づいた数字で挙げておられると思うのですが、今後もしその要件がしっかり出たときに、修正の予定があるのかどうかと、あとワーキングでもA型のことをだいぶ申し上げましたけれども、今年度4月に入ってA型の要件は変わって、かなり厳しく、要件が厳格になって、事業所を閉鎖・閉所するところも出てきているので、これまではかなり右肩上がりの上昇が今後どうなるかは、見守りながらということでしたが、それも含めて再設定も予定があるのか、予定の余地があるのかどうかというのを伺いたいと思います。

内村課長

- 職場定着率については、80%ということで、国が示してきている数字をそのまま載せています。ですので、国が修正すれば大阪市も修正させていただきます。

小谷障がい支援課長

- ワーキングの時にも酒井委員から同じところをご指摘受けたところがございます。
- その後の推移というものを計画策定に間に合わせるかどうかということですが、少し事務局の方とも相談しないとだめですけれども、この間のここ数年、右肩上がりでは伸ばしてきた数値よりは低く伸び率を設定していますが、内部的にも検討して数値を変更する余地があるかどうかというのはちょっと事務局の方とも、詰めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

井上副部長

- 基本的には、こういう事業数値というのは、勝手に増えてきたからそれに合わせてなんぼ載せますというような話ではなくて、対象者がどれぐらいいて、そのためにどれぐらいの事業所を整備していくのかということが前提で本来打ち出されるべきだと思います。
- だからそういう意味では、A型事業所の対象者は今大阪市内で一体どういうぐらいいて、そのためにサービス量の数値をどこまで伸ばすかというふうなことが、本来数値の出し方だと思います。
- 一番最初の大阪市のA型の目標数値は、初年度10人でした。それが急激に増えてきたからこういう数値になっているのですが、その時はなかなか増えないだろうというふうな見通しで、そういう10人という数値を出したんですよね。だけど実際は急激に増えている。だから逆に言うと、A型事業所については市町村計画に基づいて必要以上に増やさない、もうこれ以上認めませんよということもできるようにしますというのが、今回の改訂指針にあったので、本来、これぐらいは市としては必要だというふうな数値として言うておられるということと理解したらいいのですか。

小谷課長

- 井上委員からありましたように、実際にどれぐらい対象の方がおられて、そこから弾いた数字ということですが、なかなかその推計というのは非常に難しいとっておりますので、どうしても数を出すに当たりましては、この間の実績とか、それに加えて国の状況でありますとか、この29年4月に基準というものが出されたところでございますので、その基準に基づいて、当然大阪市としても事業所を指導しているところでございます。また、報酬改定については評価が国の検討チームで議論されています。
- そういった状況もありますので、その辺につきましては当然我々としても、注視していかないとだめだと思っておりますけれども、今のこの状況の中でそうしたものも含めて、どれだけの事業所でどれだけの人が利用されるのかを盛り込むというのは、非常に難しいと思っておりますので、この間伸びているところの急激な伸びを少し外して、今後の見込みとさせていただきたいと考えているところでございます。

酒井委員

- おそらく利用者数やそのニーズっていうのは、環境が整ったら新しいニーズが生まれてくると思います。
- 以前、大阪市のA型が少ないときは、ニーズはやっぱりなかなか生まれなかったけれども、これだけA型事業者が増えてきたので、A型に対する利用者側のニーズはすごく高まってきたとは思っています。
- ただ提供側のA型事業者が、適切な理念をもとにサービス提供された事業所であれば、それを利用される方々のニーズというのもそれに沿ったものになると思うのですが、そこが一番懸念しているところではあります。数値としてはとりあえず今までの推移を踏まえてというところで仕方ないとは思っています。

田澤委員

- 防災については難病も入っていますか。

- 大阪市として要援護者としては認めてもらってないし、危機管理にお名前だけ扱ってもらっていますが、糖尿病なので命にかかわる問題で、前からずっと言っていますが、いつ、災害が起こるかもわかりませんし、インスリンがなかったら48時間で死にます。
- 命だけは欲しいと思って大阪府や大阪市にも言っていますが、何も進展がないので教えて欲しいんです。すいませんがよろしく願いいたします。

井上副部長

- 大型災害時の医療的なフォローだと思いますがどうですか。

間嶋危機管理課長

- 災害時の医療については、問題認識は持っていますが、例えばガイドラインであるとか、そういったことについて、今現在、健康局の方でも医療体制について、マニュアルを新たに作るというふうなことも含めて検討させていただいております。

田澤委員

- 言い始めてから何年なるんですか。災害は明日起こるかもわかりません。とにかく1日でも早くしてもらわないと。

間嶋課長

- 今現在調整しております、早期に整備させていくように、健康局とも調整しながら進めているところでございます。

井上副部長

- そのところは特に課題として、入れておく必要はないのでしょうか。

間嶋課長

- ここに入れるのかどうかと思います。

井上副部長

- ただ課題としては極めて深刻な話ですし、ゆっくり検討しますという話ではないというご意見です。

間嶋課長

- 事務局の方と相談させていただきたいと思います。

井上副部長

- それとあわせて早急に対策を進めていただかないと。

内村課長

- 計画については、今後の方向性の中で、医療・保健・福祉サービスの提供体制の整備を図っ

ていくということで書きこんでおります。

- 難病の方も要援護者の中に入っているのではないですか。

田澤委員

- 要援護者として名簿の中に入っていますか。

内村課長

- ご自身が私は載せたくないといえば名簿に載りませんが、載せてほしいという方は名簿に載ると思います。またご確認していただければと思います。

井上副部長

- ほかがございますか。

木村委員

- ワーキングでも何回か言わせていただいています、入院中の精神障がいのある人の地域移行の「家族への働きかけ」がどうも引っかかります。
- どういう働きかけをするのか、長期入院者が退院できないというところの理由の中に、何があるのかなと私も一生懸命考えるんですけども、多分に、家族が引き受けたくないというところが大きな問題としてあると思うんです。
- 最近ですけど、患者からの電話相談の中で、家族が肋骨を折って当事者を措置入院させたりとか、その家族はもうあの子とは退院してきても一緒に住みたくない、例えば長期入院の方にもそういう家族の中でいろんな問題で、受け入れたくないという思いが非常に強くあると思います。
- そのこのところで、家族へどう働きかけをするのかなというのがあります。
- また、いわゆる退院率を上げていくということの中で、どこに受け皿があるのかが非常に大きな問題だと思います。3ヶ月未満の退院者でも長期の退院者であってもどこで生活するかということが大きな問題としてあると思います。
- その意味で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、大阪市として国の基本指針に基づいて、平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置とありますけれども、こういう緩やかな計画ではなく、もっと早急に取り組んでいただきたい。単なる数値目標ではなく、地域でどう受けられるのか。そういう受け皿ができたら、現在、家族と一緒に生活している当事者もやっぱり独立していくことができると思います。
- だからその意味で、やっぱりもうちょっと地域で生活できる基盤の方を重点的に取り組んでほしいというのが私の思いです。

井上副部長

- ワーキングでも木村委員からご意見があって、家族への働きかけということで、家族の不安を軽減するためという表現に変わっていますが、これでも問題がありますか。家族の責任みたいな言葉は抜きましようというのはワーキングで話をして、変更されましたが。

木村委員

- この不安の意味がどういうことがあるのかがよくわからない。
- 例えば、退院先を家族のもとに求めているので、そこでの家族の不安を軽減するためと思っているのか、それとも地域で生活するのに、一人では生活できないだろうな、大変だろうなという家族の不安があるのか。そういうものを持っているのかというところがよくわかっていないというのがあるのです。

井上副部長

- どう書けばいいですか。これは、この間のご意見を踏まえて変えたと思います。
- ただ木村委員は、家族の元に返すのに不安があるのではないかみたいにも聞こえるということですが、趣旨としてはどうなんですか。

内田課長

- 副部長からお話をさせていただいたとおり、先月のワーキングでご意見をいただきまして、ご意見を踏まえて修正したところでございます。
- 家族の不安については、長期入院をされて地域に帰るとなると、いろいろな不安があると思います。ですから、その家に帰られることが不安ということに限定したものではありません。

木村委員

- それでしたら、家族の不安ではなく、入院者が退院するときの当事者の不安だろうと思います。地域で生活できるのかどうかっていう。

井上副部長

- ご家族の方には不安はないですか。

木村委員

- そういう家族全員に聞いているわけではないので、その辺はわかりませんが、例えば長期入院なら、やっぱり家族が受けがたいというところがあると思う。その意味から、家族の元に帰ってくる不安はあると思いますけれども、そうではなく地域で生活する、家族と離れた立場で生活できるんだったら、それほど不安はないと思います。

井上副部長

- 別途、事務局で調整していただけますか。他はございませんか。

芦田委員

- 資料3-3「地域での暮らしを支えるために」の8ページのところなんですけど、ウの後見的支援事業の利用の促進というのがありますが、国事業ではなくて、横浜市が後見的支援事業という名前で単独事業としてやっている事業があるとは思いますが、その枠組みを利用すると

いのでしょうか。あらためてちょっとお伺いしたいと思います。

井上副部長

- 地域生活支援事業の中に、後見的支援事業というのがあると思いますが、これを説明してください。

向井課長

- 後見的支援事業というのが横浜市の固有の事業の名前ではないかというご質問ですが、特にそういうくくりではありません。
- 大阪市も 10 年前から成年後見制度についていろいろ枠組みづくりに取り組んでいるところなので、特に横浜方式というようなふうには思っていないところなんです。
- なので一般的に、利用促進法が施行されて、その後計画が出て、大阪市でも地域連携ネットワークをこれから作っていこうという取り組みのなかで、成年後見制度の利用が必要な方については、保佐・補助レベルの方も、そうでない方も含めて一般的に支援をしていくということです。
- 3つ目の市民後見人の養成支援については、これは大阪市の独自というか全国的にも今から広めていこうということなんですけども、大阪市ではもう 10 年前からこの市民後見人の支援をしていて、月 2~3 回家庭訪問をしながら完全無報酬で、全国的にも大阪市モデルということで推進しているところです。
- ですが、それ以外のところは国の枠組みと同じような形で、後見人制度の普及啓発に取り組むということで書かせていただいております、

芦田委員

- わかりました。ありがとうございます。

井上副部長

- 他にいかがでしょうか。ちょっと時間の関係があるので、ご発言のある方は手を挙げていただけますか。お一人でよろしいですか。亀甲委員お願いします。

亀甲委員

- 全体を通してなんです言葉の問題について、以前より私は個人的にも気になっていましたし、障がいという言葉で、大阪市を初め、最近多くの市町村が、担当部署の障がい福祉課であるとか障がい支援課というときの「害」の字をひらがな表記にされている。
- これについては、賛成か反対かとか、好きか嫌いかということではなく、一つの流れとして、例えば法律用語であったり、あるいは国の機関の「障害」という場合の「害」の使われ方がありますが、この「害」が「害虫」とか、そういうところで、余りイメージとして良くないということがあったかと思います。
- 今後も流れとして、そういう方向に進んでいくのか、特に公的などところでの用語として、「害」を漢字で表記するのか、ひらがなにするのか。公的などところでの使われ方として、今 2 つの使われ方があるということについては、これは当事者としてもそうですし、私どもの団体の

名前も「視覚障害者福祉協会」として、この「害」は、従来から漢字なわけです。

- 自分たちの障がいの名称として、例えば盲人と言う言い方をしてきましたが、これはやっぱり良くないだろうということで、各団体等で「視覚障害」という形にしてきました。今更我々もその「害」をひらがなにする予定はないわけですが、世の中の流れとして、もしそういうのがあるということであれば、国レベルとか、そういうところでの動きとして教えていただきたいと思います。

内村課長

- 国全体のレベルと言うよりも、かれこれ10年ぐらい前ぐらいから、「害」の字を漢字からひらがなに変わるところが、ぽつぽつと都道府県単位あるいは市町村単位で出てまいりました。
- 大阪市では団体からもその時お話を聞きまして、漢字がひらがなに変わっても意味が無いというのがほとんどのご意見だったと思います。
- それで大阪市も漢字のままにしていますが、全国的な流れの中で、もし漢字よりもひらがなにすることで、少しでも心を和らげる方がおられるなら、そうしたらどうかというご意見で、何年か前に「害」の字を漢字からひらがなに変わったところでございます。

井上副部長

- 今日の部会でいくつかのご意見がありました。
- 大家連さんの方は後で少し文章表現上の問題も含めて議論をいただきたいと思いますが、そのほかの修正等をここで調整するのは難しいと思いますので、ご意見を踏まえた修正については事務局へ一任したいと思いますが、よろしいでしょうか。
- ありがとうございます。続きまして、もう時間が余りないので簡潔に、議題3その他について事務局より説明をお願いします。

吉田障がい福祉課長代理

<資料4・5について説明>

井上副部長

- この2つについて、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。
- あいサポート運動の方は、また各団体にも実施にあたって周知していただけますか。

吉田課長代理

- はい。
- 基本的には、鳥取県と協定書を結ぶ形で進めていき、このテキストを使ってきたいと思っておりますが、大阪独自の取組のところについてももう少し追加して、できましたらご覧いただきたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

井上副部長

- ヘルプマークの件と合わせて、両方がないといけないので、ぜひこれを進めていただければと思います。ありがとうございます。
- ただいまの内容について、特にご意見もないということですので、また周知のほどよろしく

お願いします。

- 以上で本日予定されている議事については全て終了しましたので、事務局にお返しします。

司会

<閉会>